

令和3年5月25日

第35回指宿市農業委員会会議録

指宿市農業委員会

第 35 回指宿市農業委員会会議録

- 1 令和 3 年 5 月 2 5 日(火) 午後 2 時 0 0 分～
於：県南薩地域振興局指宿庁舎（3 階会議室）

議事日程

報告第 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について

議案第 1 号 「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定に
ついて (所有権移転分)
(利用権設定分)

議案第 2 号 「農地法第 3 条の規定による許可申請」に係る決定について

議案第 3 号 「農地法第 5 条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに
許可及び意見聴取決定について

議案第 4 号 農用地あっせん申出について

議案第 5 号 荒廃農地に係る非農地判断について

その他

1 出席委員

農業委員

1 番 蓑 田 六 雄	2 番 松 下 芳 子	3 番 今 村 秀 一
4 番 德 留 清 幸	5 番 田 中 健 一	6 番 石 神 一 男
7 番 永 吉 正 文	8 番 井 元 清 八郎	9 番 菱 田 康 彦
10 番 井 手 康 則	11 番 奥 村 祐 樹	12 番 南 圭 司
13 番 前 原 正 文	14 番 松 木 茂 久	15 番 澤 山 建 志
16 番 西 村 圭 史	17 番 桐 原 鈴 代	18 番 野 元 辰 雄
19 番 坂 元 一 彦		

農地利用最適化推進委員

20 番 中 崎 勇	21 番 内 藺 光 弘	22 番 上 拂 忠
23 番 小 村 亮 太	24 番 吉 永 鶴 男	25 番 生 川 裕 也
26 番 物 袋 唱 二	27 番 野 尻 三 彦	28 番 西 山 昭 二
29 番 濱 田 卓 郎	30 番 藏 藺 堅 志	31 番 塚 田 幸 美
32 番 西 村 久 則	33 番 前 川 祐 子	34 番 松 木 秀 人
35 番 中 川 久 雄	36 番 前 田 真 津 美	37 番 廣 森 修
38 番 鐘 撞 望		

1 小委員長

17 番 桐 原 鈴 代

1 欠席委員

なし

1 遅刻委員

なし

1 早退委員

なし

1 当議事に参与する出席者

指宿市農業委員会事務局長

西 村 里 志

主幹兼農地総務係長

堀之内 秀一郎

農地総務係主査

東 川 善 久

振興係長

吹 留 義 輝

振興係主査

向 吉 真 一

振興係主事補

今 吉 蓮 樺

人・農地プラン推進室長

嶺 元 和 仁（農業委員会事務局参事）

1 当議事書記

指宿市農業委員会事務局主幹兼農地総務係長

堀之内 秀一郎

1 開会	午後2時00分
事務局	全員、ご起立願います。 一同礼。 指宿市農業委員会憲章の唱和をいたします。 (唱和) ご着席ください。
議長	ただいまの出席人員は、定足数に達しておりますので、これより第35回指宿市農業委員会を開会いたします。 本日の議事録署名委員に「2番委員」と「19番委員」を指名いたします。 早速、議題に入ります。 報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。 事務局に説明を求めます。
事務局	報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知についての説明をいたします。 議案書の1ページをお開きください。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明) 以下については、お目通しください。
議長	ただいま、事務局の説明のとおりであります。 次に、議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、所有権移転分を議題といたします。 事務局に議案の説明を求めます。
事務局	議案書の3ページをお開きください。 今月の議案第1号経営基盤強化促進法農用地利用集積計画の意見決定についての所有権移転分は、3件でございます。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明) 以下については、お目通しください。 今月の所有権移転分につきましては、すべて経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると思われます。 皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議長	ただいま、事務局の説明のとおりであります。 それでは、議案第1号経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見決定についてのうち、所有権移転分についてご審議願います。 ご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。

議長	議案第1号の所有権移転分については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。
	よって、議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、所有権移転分については、原案のとおり承認することに決定いたします。
	次に、議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、利用権設定分を議題といたします。
事務局	事務局に議案の説明を求めます。
	今月の議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、利用権設定分は、議案書の4ページから17ページまでの53件で、うち新規が51件、再設定が2件となっています。
	また、農地中間管理機構への貸付分13件と農地中間管理機構からの借受分13件は重複しています。
	それでは、議案書の4ページをお開きください。
	(番号1を議案書どおり読み上げ説明)
	以下については、お目通しください。
	なお、17ページの総合計は77筆、61,990㎡、農地中間管理事業の重複分を除くと、64筆、46,890㎡となっています。
	今回の利用権設定分につきましては、すべて農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
議長	皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
	ただいま、事務局の説明のとおりであります。
	それでは、議案第1号のうち、利用権設定分の1番と2番についてご審議願います。
	これにつきましては、会議規則第25条の規定に基づき、15番委員の退席を求めます。
	(15番委員の退席確認)
	ご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第1号のうち、利用権設定分の1番と2番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。

委員
議長

委員
議長

委員
議長

委員
議長

よって、議案第1号のうち、利用権設定分の1番と2番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

(15番委員の復席確認)

次に、議案第1号のうち、利用権設定分の3番についてご審議願います。

これにつきましても、会議規則第25条の規定を準用し、28番委員の退席を求めます。

(28番委員の退席確認)

ご質疑、ご意見はございませんか。

「なし」の声あり。

議案第1号のうち、利用権設定分の3番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号のうち、利用権設定分の3番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

(28番委員の復席確認)

次に、議案第1号のうち、利用権設定分の4番についてご審議願います。

これにつきましても、会議規則第25条の規定を準用し、31番委員の退席を求めます。

(31番委員の退席確認)

ご質疑、ご意見はございませんか。

「なし」の声あり。

議案第1号のうち、利用権設定分の4番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号のうち、利用権設定分の4番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

(31番委員の復席確認)

次に、議案第1号のうち利用権設定分の5番から7ページ15番までについては、新規就農者4名に関する案件であり、営農状況等の調査を地区担当委員が行っておりますが、今回も担当委員による個別報告とはせず、事務局からの一括報告に変更して進行いたします。

それでは、事務局に報告を求めます。

事務局

それでは、新規就農者について、事務局から報告いたします。
申請者、土地の所在、地目、面積等については、議案にお示しのとおりです。

また、営農計画書については、資料の1ページから4ページに掲載していますので、併せてご覧ください。

まず、5番から9番につきましては、13番委員と33番委員に調査を行っていただきました。

申請人は、飲食店を営営していましたが、減農薬栽培に興味があり、適地を探していたときに指宿にたどり着きました。

現在は、一年前からエビ養殖を行っていますが、水耕栽培でハーブや葉物野菜も栽培しているとのこと。

農機具等は、自己の所有するものを使用し、栽培技術・農機具等の操作については、知人に詳しい方がいることから問題はありません。

栽培品目としては、アボカド、レモン、ポンカンを中心に販売高450万円を目指しています。

作業に従事するのは、本人が中心ですが、場合によっては雇用もしたいとのこと。

なお、営農計画書を資料の1ページに添付していますので、ご参照ください。

次に、10番について、15番委員と35番委員に調査を行っていただきました。

申請人は、営業職に従事しておりましたが、一昨年の都市農業センターでの体験をきっかけに自分も農業経営をしたいと思い、このたび就農しました。

農機具等は、自己の所有するものを使用し、栽培技術や農機具等の操作については、友人の指導をもらうとのこと。

作業に従事するのは基本的に1人ですが、繁忙期には友人の手伝いをもらうとのこと。

今後は、規模拡大を目指したいとのこと。

なお、営農計画書は資料の2ページになります。

次に、11番と12番について、15番委員と35番委員に調査を行っていただきました。

申請人は、他産業と農業を兼業していましたが、廃業をきっかけに農業に専念することになりました。

農機具等は、自己の所有するものを使用し、栽培技術や農機具等の操作については、兼業していたため問題ありません。

作業に従事するのは、基本的に妻と2人です。

	なお、営農計画書は資料の３ページになります。 次に、１３番から１５番について、１６番委員と３６番委員に調査を行っていただきました。 申請人は、会社員をしておりましたが、知り合いのもとで農業を体験した際、購入した野菜との違いに感動し、自分も農業をしたいと思い、このたび就農しました。 農機具等については、義父のものを借用しておりますが、今後、取得予定とのことです。栽培技術や農機具等の操作については、農業大学校で１０ヶ月間受講しており、義父からも教わるとのことです。 作業に従事するのは基本的に妻と２人ですが、今後は、雇用を考えているとのことです。 なお、営農計画書は資料の４ページになります。 以上で新規就農者に関する事務局からの報告を終わります。
議長	ただいま事務局の報告のとおりであります。 それでは、議案第１号のうち、利用権設定分の５番から１５番についてご審議願います。
委員	ご質疑、ご意見はございませんか。
議長	「なし」の声あり。 議案第１号のうち、利用権設定分の５番から１５番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第１号のうち、利用権設定分の５番から１５番については、原案のとおり承認することに決定いたします。
	次に、議案第１号のうち、利用権設定分の１６番から１７ページ５３番までは、一括審議願います。
８番委員	ご質疑、ご意見はございませんか。 ４６番と４７番について、公社を通した親子間での貸借ですが、苗字が違いますので、関係を伺います。 また、借人の住所は■■■■ですが、備考欄に指宿市内に居住とありますので、理由を伺います。
事務局	次に、４８番と４９番について使用貸借となっておりますが、備考欄に現金払いとの記載があります。説明をお願いします。 まず４６番と４７番の関係ですが、貸人は借人の義父になります。 住所については、住所地は■■■■となっておりますが、指宿市への転居手続き中とのことです。

8 番委員
議長
委員
議長

48番と49番については、中間管理機構の手続き上、現金払いがなく振込みのみの取扱いになるため、現金払いの場合は、機構の書類上は使用貸借となるためです。

分かりました。

ほかにご質疑、ご意見はございませんか。

「なし」の声あり。

議案第1号のうち、利用権設定分の16番から53番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号のうち、利用権設定分の16番から53番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定についてを議題といたします。

これにつきましては、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。

小委員長

5月12日転用調査時に、私と22番、30番委員と事務局3名の計6名で現地聞き取り調査を行いましたのでご報告いたします。

申請に基づき、現地確認と聞き取り調査を行った結果、いずれの譲受人も意欲的に営農に取り組んでおります。

1番から3番は売買、5番は知人への贈与による申請でございます。

いずれの申請地も、面的にまとまった農地を分断するようなこともなく、周辺への影響もないと思われま。

また、贈与による申請は贈与税のことも理解しているとのこと。

以上の案件に係る、農地法第3条第2項の各号の判断につきましては、別添の農地法第3条調書のとおりでございますが、全ての案件について、前述の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断いたします。

最後に、農地法第3条調書、位置図、字図につきましても、資料の5ページから21ページに添付していますので、ご参照いただきまして、ご審議の程よろしく願いいたします。

議長

現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりであります。

それでは、議案第2号についてご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員
議長

「なし」の声あり。

議案第2号については、原案のとおり承認することにご異議ございま

委員
議長

せんか。

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定についてを議題といたします。

これにつきましても、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。

小委員長

これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。

まず番号1番ですが、転用目的は、一般住宅です。

資料の23ページをお開きください。

申請地は、[]から西へ220m行った農地で、東は市道、西と南は畑、北は宅地に接しています。

農地区分・許可事項については、都市計画法に規定される、用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。

申請人は、現在借家住まいであることから、申請地を取得し、自己の居住する一般住宅を建築する計画です。

土地の形状については現状で、隣接農地との間には緩衝地を設けることから、営農への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号2番ですが、転用目的は、貸倉庫です。

資料の24ページをお開きください。

申請地は、[]から南東へ90m行った農地で、西は市道、他は宅地に接しています。

農地区分・許可事項については、都市計画法に規定される、用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。

申請人は、申請地を取得し、貸倉庫を建築する計画です。

土地の形状については現状で、土留工事を行う予定です。また、周囲に農地は無いことから、営農への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号3番ですが、転用目的は、駐車場です。

資料の25ページをお開きください。

申請地は、[]から南へ220m行った農地で、東は公衆用道路、西は畑、南は水路、北は宅地に接しています。

農地区分、許可事項については、都市計画法に規定される用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。

申請人は、[]を運営・管理している法人ですが、申請地を借り受け、来館者用の駐車場を整備する計画です。

土地の形状については現状で、土留工事を行う予定です。構造物の建築もなく、営農への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号4番ですが、転用目的は、一般住宅です。

資料の26ページをお開きください。

申請地は、[]から北東へ100m行った農地で、東は宅地、西は畑、南は公衆用道路、北は畑に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接している区域にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当します。

申請人は、現在借家住まいであることから、申請地を取得し、自己の居住する一般住宅を建築する計画です。

土地の形状については一部切土を行い、道路との高低差を緩和し、隣接農地との間には緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号5番ですが、転用目的は、資材置場です。

資料の27ページをお開きください。

申請地は、[]から東へ670m行った農地で、東は宅地、西は雑種地、南は宅地、北は水路に接しています。

農地区分・許可事項については、都市計画法に規定される、用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。

申請人は、電気設備などの工事を行う法人ですが、自己の所有する倉庫敷地に隣接する申請地を取得し、事業に使用する資材の資材置場として、整備する計画です。

土地の形状については現状で、周囲に農地もないことから、営農への影響は軽微なものと判断されます。

議長

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした
以上報告のとおり、小委員会では、転用もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりであります。
それでは、議案第3号の1番についてご審議願います。
これにつきましては、会議規則第25条の規定に基づき、17番委員の退席を求めます。

委員
議長

(17番委員の退席確認)
ご質疑、ご意見はございませんか。

委員
議長

「なし」の声あり。
議案第3号の1番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
「異議なし」の声あり。
ご異議なしと認めます。
よって、議案第3号の1番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

5番委員

(17番委員の復席確認)
次に、議案第3号の2番から5番についてご審議願います。
ご質疑、ご意見はございませんか。

事務局

3番について、 との距離が遠く、利便性に欠けるのではないかと思います。職員用の駐車場ということでしょうか。
まず、来館者用の駐車場です。場所につきましては、資料の25ページを見ていただきますと、申請地の北側に現在使用している駐車場があります。申請地はこの駐車場からすぐのところですので、現在の駐車場と距離的に大差はないと思われます。

5番委員
議長
委員
議長

分かりました。
ほかにご質疑、ご意見はございませんか。
「なし」の声あり。
議案第3号の2番から5番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり。
ご異議なしと認めます。
よって、議案第3号の2番から5番については、原案のとおり承認することに決定いたします。
次に、議案第4号農用地あっせん申出についてを議題といたします。
事務局に議案の説明を求めます。

事務局	議案書の22ページをお開きください。 議案第4号農用地あっせん申出の売渡・貸付をご説明します。 今月は、売渡申出3件、貸付申出1件でございます。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明) 以下につきましては、お目通しください。 なお、見取図、地籍図につきましては、資料の28ページから35ページに掲載しています。 続きまして、買受・借受希望をご説明します。議案書は23ページになります。 今月は、買受申出1件、借受申出3件でございます。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明) 番号2から番号4の申出人は■■■■に本社を置く法人で、コーヒー豆の栽培を計画しています。 希望は、この3地区のうちいずれか1ヶ所で畑かん地区の3,000㎡を希望しており、ハウスを建設する予定です。 将来的には購入することも検討しています。 以上で説明を終わります。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議長	ただいま、事務局の説明のとおりであります。 ご質疑、ご意見はございませんか。
26番委員	2番から4番の3,000㎡は1枚の畑でなのか、複数の畑でも良いのかどちらですか。
事務局	1枚でなく複数でも良いということですが、ハウスの建設を予定していますので、連担した土地を希望しており飛び地では不可です。
26番委員	借用期間はどれくらいで、電源は必要ありませんか。
事務局	期間は把握しておりませんが、畑かん地区内であれば良いということです。
議長	ほかにご質疑、ご意見はございませんか。
36番委員	将来は購入するとのことですが、現在、売りたいという方で人に貸している方がおりますけれども、そういう方に話をしてもいいでしょうか。
事務局	確実に購入されるのでしょうか。 例えば何年後には確実に購入するということではありませんので、話をする中でお互いに納得できればあっせんしていただければと思いますが、現在、耕作者がいるのであれば、その方を優先してほしいと思います。所有者の方へは情報提供はさせていただいて良いと思いますが、今の

	耕作者から取り上げて、次の方にあっせんするようなことはしないでいただきたいと思います。
36番委員	分かりました。
28番委員	この法人は、 では農業をしているのですか。初めて農業をするのですか。
事務局	この法人の主な事業は、障害者の方を対象にした福祉事業を行っていますが、定款では農業及び農作業の受託、農産物の加工、販売の項目もありますので、全く農業をしていないということではありません。
議長	ほかにご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	このあっせん申出につきましては、事務局としてあっせん委員を選出されていると思いますので、事務局案の発表をお願いします。
事務局	それでは、あっせん委員の事務局案を申し上げます。 売渡・貸付から申し上げますので、議案書の22ページをお開きください。 番号1は13番委員と33番委員。 番号2は37番委員と17番委員。 番号3は18番委員と8番委員。 番号4は30番委員と10番委員。 引き続き、買受・借受希望について申し上げます。 番号1は37番委員と17番委員。 番号2は29番委員と9番委員。 番号3は36番委員と16番委員。 番号4は38番委員と26番委員。 以上、事務局案として提案いたします。 皆様のご審議をお願いいたします。
議長	ただいま、事務局案が発表されました。 それぞれ各委員は、よろしいでしょうか。
30番委員	4番の方ですが、以前もあっせん申出をしていますが、電話をしても着信拒否していて、連絡の取りようがありませんでした。
事務局	事務局から連絡して、連絡が取れるようにお願いしたいと思います。
議長	ほかにありませんか。
委員	(各委員了解あり)
議長	それでは、議案第4号は原案のとおり承認することとし、あっせん委員は、事務局案のとおり決定いたします。 次に、議案第5号荒廃農地に係る非農地判断についてを議題といたし

事務局

ます。

事務局に議案の説明を求めます。

議案第5号荒廃農地に係る非農地判断についての説明をいたします。

議案書は24ページから27ページになります。

今回の対象地域は、宮ノ前、垂門地区周辺になります。

(番号1を議案書どおり読み上げ説明)

以下については、お目通しください。

今回の非農地判断につきましては、農地法第30条に基づく利用状況調査及び農地パトロール実施要領に基づく荒廃農地調査により、農地に復元して利用することが困難と見込まれる土地として分類された農地について、農地法第2条第1項の規定に基づく農地に該当するか否かの判断を行うため、先月、事務局で現地確認の再調査を行いました。

その結果、議案書に記載の農地は森林の様相を呈しているなど、農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれることから、農地に該当しない土地であることが確認されました。

よって、55筆、35、338㎡の農地につきましては、農地に該当しない土地、いわゆる非農地としての判断について、承認を求めるものです。

なお、非農地判断後に農地復元等が確認された場合は、改めて農地台帳に登載することとなります。

以上で説明を終わります。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

ただいま、事務局の説明のとおりであります。

それでは、議案第5号について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第5号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号荒廃農地に係る非農地判断については、原案のとおり承認することに決定いたします。

本日の議題は、これで終了いたしました。

他にございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

他になければ、その他に入ります。

その他について、事務局の説明を求めます。

事務局	それでは、その他についてご説明いたします。２８ページをご覧ください。 その他（議案書２８ページを参照して説明） １．一時使用届出について ２．５月の行事報告 ３．６月の行事予定等 ４．その他
議長	他にございませんか。
２３番委員	議案審議した結果は、農地台帳へ随時反映されるのですか。
事務局	通常、委員会で許可、承認となったものについては、許可書等の発行の決裁を受けた後、システムへの入力を行います。 入力後には台帳へ反映されることになります。
議長	他にございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	他にないようですので、本日の委員会に付議されました案件は全て終了いたしました。
事務局	これをもちまして、第３５回指宿市農業委員会を閉会いたします。 全員ご起立願います。 一同礼。 （閉会 午後３時００分） 指宿市農業委員会会長 蓑田 六雄 議事録署名委員 ２番委員 議事録署名委員 １９番委員